平成２４年（フ）第１３号
山口県萩市大字土原253番地
債務者　堀尾　　力
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第２５号
香川県丸亀市飯山町東坂元2401番地６
債務者　竹森　正博
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第９４号
愛媛県松山市衣山２丁目８番５号
債務者　太田由美子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２１号
愛媛県松山市福音寺町429番地４　グランドール福音寺702号、住民票上の住所愛媛県松山市北井門２丁目３番２号
債務者　林　　泰子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２３号
愛媛県松山市東長戸３丁目６番36号　宮川荘２階東号室
債務者　川人　幸男
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２４号
愛媛県松山市美沢１丁目８番57号　ハイム美沢707号
債務者　重谷沙也佳
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３４号
愛媛県松山市森松町634番地11
債務者　近藤　康雄
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４１号
愛媛県松山市居相４丁目８番23号
債務者　福本　博子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５５号
愛媛県松山市室町14番地　毛利アパート２Ｆ
債務者　池田由美子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１号
福岡県飯塚市潤野859番地１　グラシュ・プレーヌⅦＤ102号室、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字豆田221番地１
債務者　汐先　岳史
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３７号
福岡県飯塚市立岩1173番地３　富士スカイハイツ113号
債務者　日高　広子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２４号
福岡県田川郡添田町大字庄866番地の１
債務者　毛利小百合
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第６４号
滋賀県近江八幡市市井町325番地、申立時の住所佐賀県小城市三日月町長神田2373番地５
債務者　村岡　正人
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄211番地19
債務者　一ノ瀬恵梨加
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９５号
佐賀県神埼市神埼町横武187番地１
債務者　松山　廣茂
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
佐賀県佐賀市新郷本町１番６号
債務者　永松　敦子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
佐賀県鳥栖市秋葉町３丁目８番地１東峰マンション鳥栖1004
債務者　片岡　博安
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目３番34号　駅前ハイツ101
債務者　野﨑　美紀（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係